

レバレッジ比率告示に関するQ&A

(平成31年3月15日公表、令和4年10月19日追加、令和5年3月28日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）の条文番号となっています。

(注) 本Q&Aにおいて記載されている各取り扱いについては、今後のバーゼル銀行監督委員会等による議論の状況により変更となる可能性がある点についてご注意ください。

＜クレジット・デリバティブその他これに類する取引＞

【関連条項】第1条

第1条-Q1 クレジット・デリバティブに類する取引を具体的に教えてください。(令和5年3月28日追加)

(A)

クレジット・デリバティブその他これに類する取引としては、例えばトータル・リターン・スワップなどが挙げられます。ただし、その他の取引についても、名目上クレジット・デリバティブか否かに関わらず、実質的にクレジットプロテクションを提供しているか否か検討が必要となります。

＜暗号資産＞

【関連条項】第4条

第4条-Q1 資金決済法上の暗号資産のレバレッジ比率規制上の取扱いを教えてください。(令和4年10月19日追加)

(A)

自己資本比率告示Q&A第5条-Q14を参照してください。具体的には、暗号資産は、自己資本比率告示上は無形固定資産（第5条2項1号イ他）に準じる取扱いとして、当分の間、普通株式等Tier1資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目として、自己資本比率計算の分子から控除（自己資本控除）します。

ただし、最終指定親会社については、当分の間、なお従前の例によります。

＜調整項目以外で信用リスク・アセットの算出対象とならない資産の扱い＞

【関連条項】第7条

第7条-Q1 自己資本比率告示において、調整項目以外で信用リスク・アセットの額の算出が不要とされている資産について、レバレッジ比率計算告示上の扱いはどのようなになりますか。

(A)

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）においては、普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目である無形固定資産の額又は退職給付に係る資産の額（単体の場合は前払年金費用の額）については、関連する繰延税金負債の額との相殺が認められており、当該相殺された額に相当する部分については、信用リスク・アセットの額が算出不要とされております（自己資本比率告示第10条第2項第1号ト又は第21条第2項第1号ト）。また、一部の調整項目の算出においては、繰延税金資産の額とこれに関連する繰延税金負債の額の相殺が可能となっており（自己資本比率告示第8条第13項又は第20条第10項）、この場合、信用リスク・アセットの額についても当該相殺後の額が勘案されることとなります。

一方、レバレッジ比率告示においては、「オン・バランス資産の額」は原則として貸借対照表計上額を基にエクスポージャーの額を算出することとなりますので、上記資産に係る額は、繰延税金負債の相殺前の金額を「オン・バランス資産の額」に係るエクスポージャーの額に含めることとなります。

＜デリバティブ取引等における RC の額と変動証拠金の相殺要件（変動証拠金の額）＞

【関連条項】第8条

第8条-Q1 デリバティブ取引等において、RC（再構築コストをいう。）の額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、授受された変動証拠金がデリバティブ取引等の時価評価額以上であることが必要とされていますが、以下のような場合において、どのように要件充足を判定する必要がありますか。

- ① 当該取引の担保管理に係る契約上「信用極度額（Threshold）」や「最低引渡担保額（Minimum Transfer Amount）」が定められている場合
- ② 各当事者の時価評価額に差異が生じた場合

(A)

担保の受け渡しを通じて、現金担保を含む担保額がデリバティブ取引等の時価評価により得られた額以上となることが基本的な要件となります。ただし、担保契約等において信用極度額（Threshold Amount）や最小引渡担保額（Minimum Transfer Amount）が定められている場合は、これらの金額も勘案した上で授受される担保の必要額を算定し、これを上回る担保が受け渡されているのであれば要件を充足しているものと評価して差し支えありません。

なお、実務上は各契約当事者の時価評価額に差異が生じるため、担保契約等で担保の授

受を行うにあたって時価評価を合意するプロセスが定められているのが通例です。この場合でも、予め当事者間で約された方法により時価評価額について合意がなされ、契約に基づき担保が受け渡されている限りにおいては、当該要件を充足していることとします。ただし、この場合、帳簿上の時価評価額と実際の担保授受額が大きく乖離していないかを定期的に検証する必要があります。

＜デリバティブ取引等における RC の額と変動証拠金の相殺要件（変動証拠金の額）＞

【関連条項】第 8 条

第 8 条-Q2 デリバティブ取引等において、RC の額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、授受された変動証拠金がデリバティブ取引等の時価評価額以上であることが必要とされています。

この場合において、マージンコールや証拠金の授受に要する時間により、短期間、時価評価額と変動証拠金の額に乖離が生じることが考えられます。このような場合において、結果として授受された変動証拠金が計算基準日時点でデリバティブ取引等の時価評価額を下回る状況が発生することが考えられますが、どのように要件充足を判定する必要がありますか。

(A)

計算基準日時点で既に授受された担保の額が、デリバティブ取引等の RC の額を下回る場合には、当該基準日時点の時価評価に基づいてコールされ、計算基準日の翌営業日の午前中までに授受された担保に限り、当該基準日時点で既に授受されている担保の額に勘案することができます。そのうえで、さらに「第 8 条-Q1」における扱いも勘案したうえで、デリバティブ取引等の RC の額以上である場合には、要件を充足しているものと評価して差し支えありません。

＜デリバティブ取引等における RC の額と変動証拠金の相殺要件（分別管理の状況の確認）＞

【関連条項】第 8 条

第 8 条-Q3 デリバティブ取引等において、RC の額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、当該現金で授受された変動証拠金が受領した取引当事者において分別管理されていないことが必要とされていますが、取引相手方における分別管理の状況について、どのような深度で確認することが求められますか。

(A)

デリバティブ取引等の RC の額と授受された現金担保の額を相殺するに当たっては、決済したものと同等視できるか否かが一つの実質的な要件となっています。受領した取引当事者において現金担保が分別管理されている場合は（当該取引当事者において自由に現金担保を処分できない場合は）、当該当事者の RC の額と相殺するにたる決済同等性を失わせる

ことから、分別管理されていないことが相殺要件の一つとなっています。

分別管理の状況については、自金融機関が現金担保を受領した場合はその実務に照らして管理状況を把握できるものの、一方で取引相手方が受領した場合には当該相手方の分別管理の状況を把握する必要が生じるため、その管理状況の確認が難しくなる点が問題となります。この点、相手方の分別管理の状況につき直接的な確認が難しい場合は、相手方に適用される法律、その他の関連する規制、及び相手方とのデリバティブ取引等に係る契約内容に照らして、分別管理が求められていないことが確認できる場合は、その状況をもって、分別管理されていないものと判断して差し支えありません。

<クロス・プロダクト・ネットティング>

【関連条項】第 8 条、第 9 条

第 8 条-Q4 デリバティブ取引等やレポ取引等における取引相手方に対するエクスポージャーの額の算出においては、法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することが可能となっていますが、デリバティブ取引等とレポ取引等の間などのような異なる商品間でのネットティングを認めるクロス・プロダクト・ネットティングについてその効果を勘案することが可能ですか。(令和 5 年 3 月 28 日修正)

(A)

デリバティブ取引等においては第 8 条第 2 項により、またレポ取引等については第 9 条第 4 項により、ネットティング効果を勘案することができます。これらのネットティング効果は、あくまで、同一の取引相手方との複数のデリバティブ取引間において、あるいは複数のレポ取引等の間において認められているものとなります。従って、デリバティブ取引等とレポ取引等との間でのネットティング効果は勘案することができません。

<清算機関向けの取引の取扱い>

【関連条項】第 8 条、第 9 条、第 10 条

第 8 条-Q5 清算機関向けの取引を行っている場合、エクスポージャーの額の算出はどのように行いますか。(令和 5 年 3 月 28 日修正)

(A)

清算機関向けの取引は、(1)金融機関自らの計算において行う取引と(2)間接清算参加者が清算機関を用いるために直接清算参加者である金融機関が取引に関与する場合の 2 つに大別されます。

(1)の場合には、取引の相手方としての清算機関の信用リスクを金融機関自らが負っていることから、清算機関向け以外の取引と同様にデリバティブ取引等に該当する場合には第 8 条、レポ取引等に該当する場合には第 9 条に基づいてエクスポージャーの額を算出する必要があります。

(2)の場合には、取引の一方相手方である清算機関や他方相手方である間接清算参加者の

信用リスクを金融機関が負っているか否かで、エクスポージャーの額としての算出の要否を判断する必要があります。単に取引の取次ぎを行うだけであり、取引の一方当事者の債務を銀行が保証することもなく、実質的に信用リスクを負っていない場合には、第 8 条又は第 9 条に基づきエクスポージャーの額を算出することを要しません。

他方で、銀行が実質的に信用リスクを負っている場合はエクスポージャーの額を算出する必要があります。取引の一方当事者の債務を銀行が保証している場合には、第 10 条第 2 項第 4 号に基づいてエクスポージャーの額を算出することとなります。このときエクスポージャーの額の計算方法は、保証する取引の内容がデリバティブ取引等に該当する場合は第 8 条に則り、レポ取引等に該当する場合は第 9 条に則ることとなります。また保証ではないものの、銀行自身が間接清算参加者と清算機関の間に入り、取引の主体となることで一方当事者に対して信用リスクを負っている場合も、(1)と同様に清算機関向け及び間接清算参加者向けのエクスポージャーの額を算出する必要があります。

＜クレジット・デリバティブ等にかかる直接清算参加者の取扱い＞

【関連条項】第 8 条

第 8 条-Q6 直接清算参加者としてクレジット・デリバティブ等を間接清算参加者及び中央清算機関双方と取引を行う場合の中央清算機関向けエクスポージャーの取扱いを教えてください。(令和 5 年 3 月 28 日追加)

(A)

直接清算参加者としてクレジット・デリバティブ等を間接清算参加者及び中央清算機関双方と取引を行う場合は、第 8 条第 1 項第 3 号の合計額を算出するに当たり、同条第 3 項第 2 号イただし書又は同条第 6 項第 2 号イただし書の規定に準じて、適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合にはエクスポージャーを算出しなくても差し支えありません。

なお、当該規定に準じて適格中央清算機関へのエクスポージャーを算出しないこととした場合は、当該算出しないこととした適格中央清算機関へのエクスポージャーの対となる間接清算参加者とのクレジットプロテクションは、同条第 9 項にて同条第 1 項第 3 号の想定元本の額から控除することができる想定元本の額に含めることは出来ません。

＜トランチされた商品に対するクレジットプロテクションの参照債務の優先順位＞

【関連条項】第 8 条第 9 項

第 8 条-Q7 トランチされた商品に対するクレジットプロテクションの参照債務の優先順位について教えてください。(令和 5 年 3 月 28 日追加)

(A)

トランチされた商品に対するクレジットプロテクションの参照債務は、同程度の優先順位である必要があります。

＜レポ取引等の計算方法＞

【関連条項】第 9 条

第 9 条-Q 1 レポ取引等のエクスポージャーの計算方法について具体例を用いて示してください。（令和 5 年 3 月 28 日修正）

(A)

レポ取引等に関する額は、レポ取引等における現金の受取債権の額（第 9 条第 1 項第 1 号）と取引相手方に対するエクスポージャーの額（第 9 条第 1 項第 2 号）の合計額により算定されます。

(1) 有価証券を差し出して現金を調達するレポ形式の取引（売現先/レポ取引）

例えば、日本国債（時価 110）を担保に現金 100 を調達する取引の場合、現金の支払債務は計上されますが現金の受取債権はバランスシートに計上されない為、現金の受取債権の額は 0 になります。一方、取引相手方に対するエクスポージャーの額は、相手方に提供している日本国債の時価 110 から相手方より受領している現金 100 を控除し 10 と計算されます（第 9 条第 3 項）。従って、両者の合計の 10 が当該取引によるレポ取引等に関する額に算入されます。

ここで、受領した現金 100 や、担保として差し出した日本国債（時価 110）が引き続きバランスシートに計上されている場合には、これらはオン・バランス資産の額として認識されることになります。

(2) 有価証券を受け入れて現金を運用するレポ形式の取引（買現先/リバースレポ取引）

例えば、日本国債（時価 110）を担保に現金 100 を運用する取引の場合は、現金の受取債権 100 がバランスシートに計上される為、現金の受取債権の額は 100（但し、マージンコール等により受取債権の額が取引日以降に調整される場合は、調整後の受取債権の金額）となります。一方、取引相手方に対するエクスポージャーの額は、相手方に提供している現金 100 から相手方より受領している日本国債の時価 110 を控除した額 0 を下回ることから、取引相手方に対するエクスポージャーの額 0 となります（第 9 条第 3 項）。従って、両者の合計の 100 が当該取引によるレポ取引等に関する額に算入されます。

ここで、受領した有価証券は、通常はバランスシートには計上されませんが、仮に会計上、資産として認識されている場合は、オン・バランス資産の額から控除されます（第 7 条第 3 号）。

なお、元々バランシートに計上されていない有価証券を使用してレポ取引を行う場合は、引き続きオン・バランス資産の額には含まれませんが、取引相手方に対するエクスポージャーの額には（エクスポージャー額が正の場合は）含まれる点には留意が必要です。

<エージェント・レポ取引の取扱い>

【関連条項】第9条、第10条

第9条-Q2 自金融機関が顧客の代理人として、顧客の取引相手方との間に介在してレポ取引等を行った場合（いわゆる、エージェント・レポ）、エクスポージャーの額の算出はどのように行いますか。（令和5年3月28日修正）

(A)

実質的に自金融機関が信用リスクを負っているか否かでエクスポージャーの額の算出要否を判断することとなります。顧客の代理人として取引に介在するものの、顧客あるいはその取引相手方に対して保証その他の損失補填を約しておらず、実質的に信用リスクを負っていない場合は、エクスポージャーの額を算出する必要はありません。

一方、顧客あるいはその取引相手方に対して、他方当事者に対するエクスポージャーを保証（あるいは損失補填）するような契約を結んでいる場合は、第9条第4項、第5項又は第6項に則ってエクスポージャーの額を算出し、第10条第2項第5号のエクスポージャーとして計上する必要があります。

<レポ取引等がフェイルした場合の取扱い>

【関連条項】第9条

第9条-Q3 レポ取引等がフェイルした場合の取扱いを教えてください。（令和5年3月28日追加）

(A)

レポ取引等がフェイルした場合にあっても、会計基準に従い、その取引はレポ取引等として第9条に沿って計算してください。